

褥瘡対策委員会規程

(設置目的)

第一条

医療法人樫本会樫本病院における院内褥瘡対策を討議・検討し、その効率的な推移を図るため、褥瘡対策委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(構成)

第二条

委員会は次の各委員をもって構成する。

- (1) 医 師 (委員長)
- (2) 看 護 師 (内、1 名副委員委員長)
- (3) 検 査 技 師
- (4) 管 理 栄 養 士
- (5) 薬 剤 師
- (6) リハビリ科

(任期)

第三条

前条の掲げる委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残留期間とする。

3 委員は任期が満了した場合においても、新たに委員が選出されるまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行うものとする。

(業務)

第四条

委員会は、月1回開催し、別に定める様式による報告を求め、次の各号における事項を調査・審議する。

- ・褥瘡および合併する感染予防対策の確立に関すること。
- ・褥瘡と合併する感染予防の実施、監査および指導に関すること。
- ・感染褥瘡源の調査に関すること。
- ・褥瘡対策における院内研修に関すること。
- ・その他褥瘡および合併および感染対策についての重要事項に関すること。

2 委員会は、前項の審査結果を速やかに院長に報告するものとする。

(運営)

第五条

委員長は定期委員会以外に必要な応じて臨時委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聞き、また資料の提出を求めることができる。

(記録の保存)

第六条

委員会の審議内容は記録し、3年間保存する。なお、記録は委員が行う。

(雑則)

第七条

この規定に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

(附則)

この規定は平成24年1月25日より改定、施行する。